

通関業者・輸入者 各位

第13回輸入手続の所要時間調査について

平素より関税政策及び税関行政に御理解及び御協力いただき、誠にありがとうございます。
財務省関税局・税関におきましては、従来より適正な通関を確保しつつ、輸入手続全体の一層の迅速化を図るため、種々の施策を講じてきたところでありますが、これらの導入効果を調査し今後の迅速化のための施策を推進していくうえでの参考とするため、平成30年3月の第12回調査に引き続き、今般、下記要領により第13回輸入手続の所要時間調査を実施することといたしました。つきましては、通関業者及び輸入者の皆様におかれましては、本調査へのご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 調査実施期間

令和6年3月11日(月)～3月17日(日)

2. 調査対象貨物

(1) 一般申告

調査実施期間内に調査対象官署にNACCSを使用して行われた輸入申告（申告等種別コードがIC・HKA・HTA及びBP並びにマニフェスト通関貨物のものに限る。）から、約6,300件（海上貨物約3,000件、航空貨物約3,300件）を無作為に抽出し、調査対象とします（国際郵便物に係る輸入申告、窓口電子申告端末を利用した自社申告及び輸出入申告官署の自由化を利用した輸入申告（以下「自由化申告」という。）は除く。）。

(2) 特例申告に係る引取申告

調査実施期間内に特例申告に係る調査の対象官署にNACCSを使用して行われたAEO輸入者による特例申告に係る引取申告（申告等種別コードがHK及びHTのものに限る。）から、約2,100件（海上貨物約1,000件、航空貨物約1,100件）を無作為に抽出し、調査対象とします（国際郵便物に係る輸入申告及び自由化申告は除く。）。

(3) 自由化申告

調査実施期間内に自由化申告に係る調査の対象官署にNACCSを使用して行われた自由化申告（申告等種別コードがIC・HK・HT・HKA・HTA及びBP並びにマニフェスト通関貨物のものに限る。）から約2,600件（海上貨物約1,000件、航空貨物約1,600件）を無作為に抽出し、調査対象とします（国際郵便物に係る輸入申告は除く。）。

※上記2. (1)から(3)の申告については、3月22日（金）までに輸入許可等されない場合、調査の対象から除外とします。

3. 調査対象官署

2. (1)から(3)の申告に係る調査対象官署は下図のとおりとします。

【海上貨物】

税関	官署	一般	特例	自由化
東京	本関	○	○	○
	大井出張所	○	○	○
横浜	本関	○		○
	本牧埠頭出張所	○	○	
	大黒埠頭出張所	○		○
神戸	本関	○	○	○
	ポートアイランド出張所	○		
	六甲アイランド出張所	○	○	
大阪	本関	○		○
	南港出張所	○	○	○
	堺税関支署	○		
	関西空港税関支署	○		
名古屋	本関	○	○	○
	西部出張所	○	○	
門司	博多税関支署	○	○	
合計官署数		15	9	8

【航空貨物】

税関	官署	一般	特例	自由化
東京	本関	○		○
	成田航空貨物出張所	○	○	○
	東京航空貨物出張所	○		○
	羽田税関支署	○		○
	大井出張所	○		
横浜	船橋市川出張所	○		
大阪	関西空港税関支署	○	○	○
名古屋	中部空港税関支署	○	○	○
門司	福岡空港税関支署	○		
	北九州空港出張所	○		
合計官署数		10	3	6

4. 調査方法（別紙1参照）

(1) 調査対象となる輸入申告に係る貨物の「到着日時」から「輸入許可日時」までの以下の段階毎の所要時間、及び長時間を要した場合にはその理由を調査します。通関業者又は輸入者（以下「通関業者等」という。）は、税関ホームページ内

(<https://www.customs.go.jp/form/2024/shoyojikanchosa.html>) に掲載された調査票から調査項目を回答願います。

※回答内容はセキュリティで保護され、また、全て統計的に処理しますので、個々の回答が他に知られることはありません。

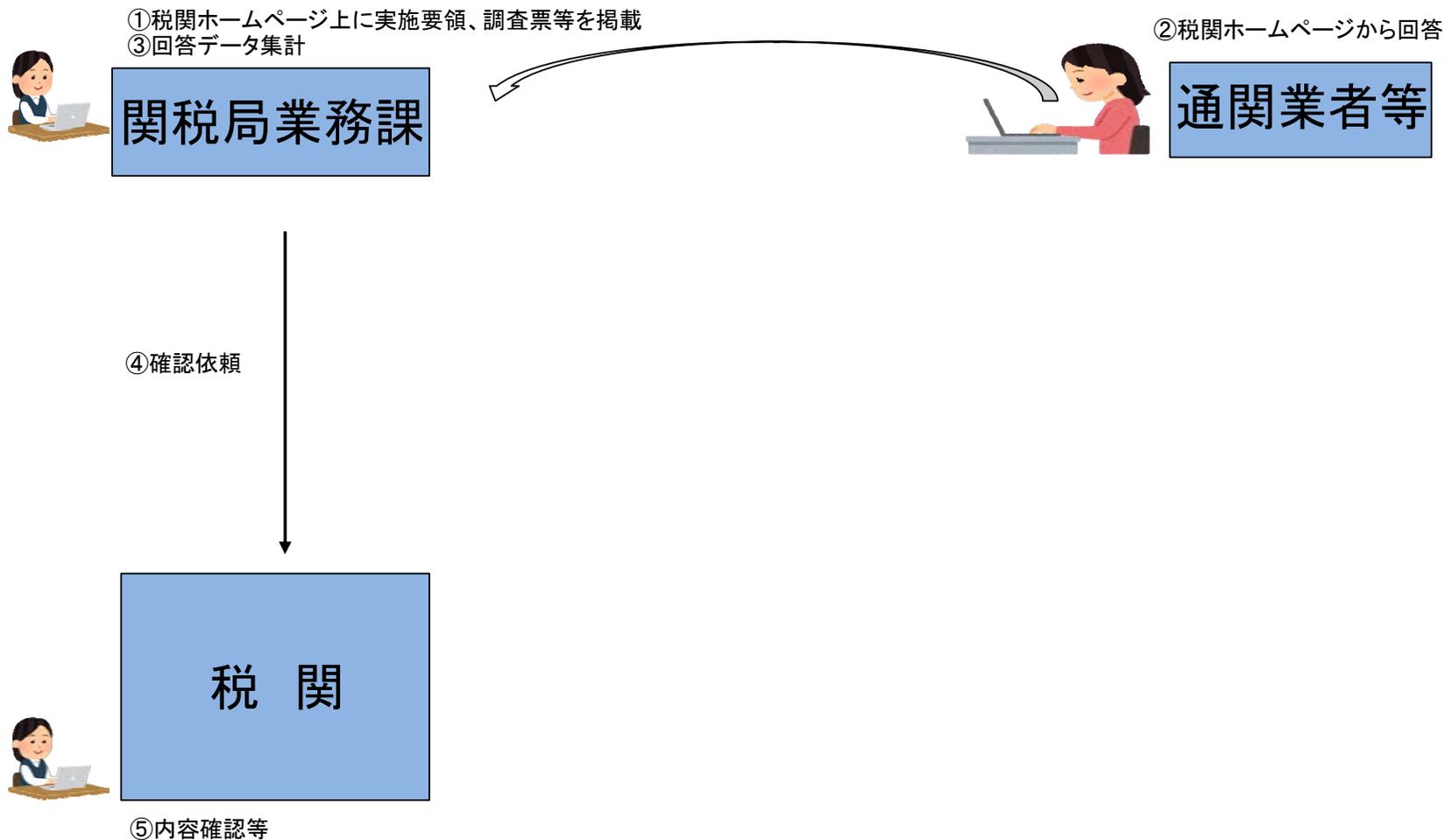
なお、回答結果について申告先税関から確認をさせていただく場合もございます。

入港 → 保税地域等への搬入 → 輸入申告 → 通関関係書類等の提出 → 書類審査終了 →
（検査開始 → 検査終了） → 輸入許可

(2) 調査票は、「調査の実施要領」（別紙2）及び「各段階において長時間を要した理由等表」（別紙3）を参照し回答をお願いいたします。

第13回輸入手続の所要時間調査の調査フロー

(調査対象期間: 令和6年3月11日(月)~3月17日(日))



《調査の実施要領》

- (1) 「輸入申告番号」欄
申告番号(11桁)を入力ください。なお、訂正等により枝番号が付されて許可になった場合は、枝番号で入力をお願いします。
- (2) 「入港日時」欄
入港届の「入港の日時」(接岸(着陸)日時)を回答ください。
なお、他港(異なる税関空港または開港)から保税運送された貨物にあっては、通関場所の保税地域に搬入された日時を回答願います(この場合には、入港日時と搬入日時は同一日時となります。)。
- (3) 「搬入日時」欄
- ① 航空貨物の「搬入日時」については、IAW(輸入貨物情報照会情報)の突合の時間とします。海上貨物の「搬入日時」については、ICG(貨物情報照会情報)の搬入が確認された時間とします。
 - ② 貨物が分割されて搬入された場合は、当初の搬入日時とします。
 - ③ 航空貨物にあっては、到着即時輸入許可制度を利用、海上貨物にあっては、到着(搬入)即時輸入許可制度を利用している場合には回答を要しません。
 - ④ 特例申告を利用している場合であっても、保税地域等への搬入が行われた場合には、回答を要することに留意ください。
- (4) 「申告日時」欄
- ① 輸入申告の日時は、送信(輸入申告又はB P承認申請)を行った日時を回答ください。
 - ② 予備審査制を利用した場合には、本申告への切替えの日時とします。
 - ③ 航空貨物にあっては、到着即時輸入許可制度を利用、海上貨物にあっては、到着(搬入)即時輸入許可制度を利用している場合であっても、回答を要することにご留意ください。
 - ④ 特例申告を利用している場合であっても、回答を要することにご留意ください。
 - ⑤ 開庁時間外執務の届出(届出種別が「E」に限る。)を行い、区分2又は3が払出された場合には、当該官署の翌開庁時刻を申告日時とします。
- (5) 「通関関係書類等提出日時」欄(区分2、3の場合のみ回答)
- ① 予備審査制を利用した場合であって、本申告に切替えるまでに通関関係書類を提出する場合には、本申告への切替えの日時を回答ください。
 - ② 特例申告を利用した場合であっても、通関関係書類等の提出を要した場合には、回答を要することにご留意ください。
 - ③ MSX業務にて通関関係書類を送付した場合は、許可後に原本の提出が必要な申告であっても、当該MSX業務で電子ファイルを送信した日時を回答ください。ただし、開庁時間外執務の届出(届出種別が「E」に限る。)を行い、区分2又は3が払出され、当該官署の翌開庁時刻までにMSX業務で通関関係書類を送付した場合には、当該開庁時刻を提出日時とします。
- (6) 「理由」欄(別紙3参照)
入港から搬入等の各段階において、長時間を要した理由を回答する欄には、それぞれの段階において設定された所要時間を超えた場合に、『各段階において長時間を要した理由』の該当する理由番号を回答ください。該当する理由番号が複数ある場合は、その主たる理由番号を2つ選び、第1理由、第2理由にそれぞれ回答ください。なお、当該理由表のうち選択した理由の()内に具体的理由を回答する等の指示がある場合には、当該指示に従い「理由」の欄の[その他(自由入力欄)]内に具体的理由等を回答ください。

《各段階において長時間を要した理由等表》
(航 空)

各段階の理由

A. 入港から搬入までに下記時間以上を要した理由

(申告先官署が東京本関の場合：7時間、申告先官署が東京本関以外の官署の場合：2時間)

1. 搬入チェック及びマッチングに時間を要した。
2. 貨物の取卸し、仕分け、デバン作業に時間を要した。
3. 保税地域等への運送に時間を要した。
4. 休日が間に入った。
5. その他（具体的な理由を回答して下さい。）

B. 搬入から申告までに2時間以上を要した理由

1. 休日が間に入った（申告の準備が休前日中に間に合わなかった）。
2. 休日が間に入った（特に通関を急ぐ理由がなかった）。
3. 申告に必要な通関関係書類が未入手又は不備により申告の準備に時間を要した。
4. 通関業者側の事務の繁忙により申告の準備が遅れた。
5. 他法令の許可・承認等の取得に時間を要した。
6. 国内倉庫の在庫調整等により保税地域等で一時的に保管したため。
7. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
8. その他（具体的な理由を回答して下さい。）

C. 申告から通関関係書類等提出までに2時間以上を要した理由

1. 通関業者側の事務の繁忙により提出が遅れた。
2. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
3. その他（具体的な理由を回答して下さい。）

《各段階において長時間を要した理由等表》 (海上)

各段階の理由

A. 入港から搬入までに24時間（1日間）以上を要した理由

1. 搬入チェック及びマッチングに時間を要した。
2. 貨物の取卸し、仕分け、デバン作業に時間を要した。
3. 保税地域等への運送に時間を要した。
4. 保税地域等の管理者がNACCSへの搬入登録を入港船舶単位でまとめて実施したため
5. 休日が間に入った。
6. その他（具体的な理由を回答して下さい。）

B. 搬入から申告までに48時間（2日間）以上を要した理由

1. 休日が間に入った（申告の準備が休前日中に間に合わなかった）。
2. 休日が間に入った（特に通関を急ぐ理由がなかった）。
3. 申告に必要な通関関係書類が未入手又は不備により申告の準備に時間を要した。
4. 通関業者側の事務の繁忙により申告の準備が遅れた。
5. 他法令の許可・承認等の取得に時間を要した。
6. 国内倉庫の在庫調整等により保税地域等で一時的に保管したため。
7. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
8. その他（具体的な理由を回答して下さい。）

C. 申告から通関関係書類等提出までに2時間以上を要した理由

1. 通関業者側の事務の繁忙により提出が遅れた。
2. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
3. その他（具体的な理由を回答して下さい。）